

女性活躍推進法第15条第6項に基づく実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、東串良町における特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況について、以下のとおり公表します。

1) 女性職員の活躍推進に関する取り組み

【目標】 平成33年度までに、女性職員の割合を20%以上にする。

年度	H27	H28	H29	H30(見込み)
職員数	90人	92人	91人	92人
うち女性職員 (割合)	16人 17.78%	17人 18.48%	17人 18.68%	19人 20.65%
採用職員数	1人	5人	0人	0人
うち女性職員 (割合)	0人 0.00%	2人 40.00%	0人 0.00%	0人 0.00%

【目標】 平成33年度までに、係長相当職以上の女性職員割合を10%以上とする。

平成30年度 正規職員年齢構成表

区分	男			女			計	
	人数	比率	平均年齢	人数	比率	平均年齢	人数	平均年齢
課長級	14	100.00%	56.79	0	0.00%	0	14	56.79
課長補佐級	12	100.00%	50.67	0	0.00%	0	12	50.67
係長級	22	84.62%	42.18	4	15.38%	49.75	26	43.35
主査	6	50.00%	34.67	6	50.00%	34.67	12	34.67
主事	19	67.86%	25.68	9	32.14%	25.67	28	25.68
計	73	79.35%	41.47	19	20.65%	33.58	92	39.84

係長相当職以上の女性職員の割合は、**7.69%**

【目標】 平成33年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を月3.0時間以下とする。

年度	H26	H27	H28	H29
時間外勤務 (月平均)	3.3	4.8	5.7	6.3

※ 上記のとおり毎年度時間外勤務の増加傾向にあることから、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向け、平成28年12月1日よりノー残業デー（毎週水曜日、給与日、賞与日）を設け、職員の健康増進及び業務の効率向上を図っています。